

肥後っ子いきいき読書プラン

熊本県子どもの読書活動推進計画

平成16年7月

熊本県教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本的な考え方

- 1 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 国、県、市町村の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 4
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 6
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 9

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

- (1) 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 11
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・ 13

3 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取組の推進

- (1) 図書館間の連携・協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 地域における民間団体等との連携・協力の推進・・・・・・・・ 17

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進・・・・・・・・ 17

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

- (1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進・・・・・・・・・・19
- (2) 子どもの読書活動の普及啓発を図るためのフォーラムの開催・・・・・・・・19
- (3) 「熊本県童話発表大会」の開催・・・・・・・・・・19
- (4) 各種情報の収集・提供・・・・・・・・・・19
- (5) 優れた取組の奨励・・・・・・・・・・20
- (6) 優良な図書の普及・・・・・・・・・・20

第4章 計画の効果的な推進に必要な事項

- (1) 「熊本県子どもの読書活動推進会議」の設置・・・・・・・・・・20
- (2) 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定の促進・・・・・・・・・・20

平成20年度末において期待される目標・・・・・・・・・・21

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

とりわけ、これからの社会は「人々が、生涯いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会です。このような社会のなかで、読書は、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する力や豊かな人間性等の「生きる力」の基礎を育む重要な手段といえます。

しかしながら、現在、本県における子どもの読書活動は必ずしも活発ではありません。アンケート結果によれば、1か月の読書冊数について「0冊」とする児童生徒は全体の約2割であり、「1～2冊」とする児童生徒は約4割に及んでいます。家庭において読書よりもむしろテレビやビデオを見て過ごす受動的な児童生徒が多く見られます。また、自分の居場所を失い、集団非行や出会い系サイトによる犯罪被害に巻き込まれる例もあとを絶ちません。これらの背景には、ややもすれば仲間の中で群れることを好み、個人では自立的な行動をとろうとしない傾向もあるのではないかと考えられます。読書とは「自己」と「本」が一對一で向かいあう営みでもあり、またそうだからこそ、一人の人間として成長し、自立する上でも大きな意義を持っているといえます。

また、平成16年2月にまとめられた、国の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」においては、「読書は、人類が獲得した文化である。・・・読書は、国語力を構成している『考える力』『感じる力』『想像する力』『表す力』『国語の知識等』のいずれにもかかわり、これらの力を育てる上で中核となるものである。」と述べられています。

さらに、近時、読書のもつ意義は脳科学の分野でも認められています。すなわち、読書が、思考・意欲・情操などと深いかわりを持っている前頭連合野¹の働きを活発にすると指摘もなされています。

今日、家庭、地域、学校それぞれが連携協力し一体となって、子どもたちの自然体験や生活体験等の体験活動の充実に一層努めることが大切になっています²。このことと併せて、これまで述べたように、子どもの読書活動のもつ意義が極めて大きいことから、子どもの発達段階に応じて、読書活動が積極的に行われるように、家庭、地域、学校それぞれが連携協力して取り組むこともまた大変重要です。こうした取組が「新世紀に生きる『ひと』が輝くくまもと」³づくりの基盤を形成するものとなるのです。

本計画でいう子どもは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」にしたがい、おおむね18歳以下の者をいうこととします。

本計画でいう本は、小説や物語、伝記、歴史物語、絵本、科学読み物、図鑑のことをさし、マンガ、雑誌、攻略本は含まないものとします。

1 前頭連合野：ひたいのすぐ後ろにある大脳皮質の部分で、ヒトが持つ独創性や高度な心理能力など高次の精神機能を担っているところで、前頭連合野の働きは、思考・学習・推論・注意・意欲・情操などと深いかわりを持っていると考えられています。

2 「熊本県教育改革大綱（平成12年9月策定）」においても、「学校、家庭、地域社会が連携・協力

し、一体となって子どもを育てます」としたうえで、体験活動の大切さが指摘されています。

- 3 「新世紀に生きる『ひと』が輝くくまもと」：「熊本県総合計画パートナーシップ21くまもと」の基本目標の一つであり、県民誰もが生涯を通じて能力を生かすとともに、自立と社会参画を実現し、心豊かに生活できるような「ひと」が輝く社会を指します。

<読書アンケート（児童生徒）より>

児童生徒の1か月の読書量

1か月の読書冊数は、「0冊」が全体の約2割、「1～2冊」が約4割となっています。

「0冊」である理由で多いのは、「本を読む時間がない」「読みたい本がない」となっています。

児童生徒の家庭での過ごし方

学校が終わってからの過ごし方は、「テレビやビデオを見る」「クラブや部活動に行く」「マンガ・雑誌などを読む」が多くなっています。

学校に行かない日の過ごし方は、「テレビやビデオを見る」「外で遊ぶ」「マンガ・雑誌などを読む」が多くなっています。

読書アンケートは、無作為で抽出した県内の幼稚園・保育所の保護者、小・中・高等学校・特殊教育諸学校の児童生徒及び保護者、また県内の市町村教育委員会、公立図書館、公民館図書室を対象に、県教育委員会が平成15年10月に実施したものです。以下のアンケート結果も同じです。

2 計画の性格

子どもの読書活動を社会全体で推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律により、国においては、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定・公表され、地方公共団体においても、「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するよう努めることとされています。

このようなことから、本県においても「熊本県子どもの読書活動推進計画（肥後っ子いきいき読書プラン）」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な考え方と具体的な方策を示すこととしました。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、本県の子どもの読書活動に関する推進の状況等を踏まえ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、今後の施策の方向性や具体的な取組を示すものです。

さらに、本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、県内の各市町村が子どもの読書活動に関する施策についての計画を策定する際の基本となるべきものです。

第2章 基本的な考え方

1 計画の目標

(1) 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

このため、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養うなど、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書活動の場となる施設や蔵書をはじめ、読書活動の基盤となる諸条件の整備が求められます。

このため、子どもが身近に図書に接することができる図書館、公民館、学校等が与えられた機能を十分に発揮できるよう、当該施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

(3) 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取組の推進

子どもの自主的な読書活動を効果的に推進するためには、県と子どもの読書活動に携わる関係者が、対等な関係の中で相互に連携するとともに、適宜補完しあいながら一体となって取り組むことが大切です。

このため、図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップ⁴のもと、相互に連携・協力した取組が推進できるような体制の整備に努めます。

(4) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境は、すべての子どもに等しく整備されていることが望まれます。

このため、ユニバーサルデザイン⁵の視点を踏まえ、障害のある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、乳幼児、外国人の子どもなどすべての子どもにきめ細やかに配慮した読書環境の一層の整備に努めます。

(5) 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深めることが必要です。

このため、広く子どもの読書活動についての社会的気運の醸成を図るため、子どもの読書活動の啓発広報の推進に努めます。

4 パートナーシップ：対等な関係（従属的、依存的でない関係）のことで、行政、県民、ボランティア団体等及び企業の関係において重要な概念のこと。

5 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味するもので、今日では、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

2 計画の期間

本計画が基本としている国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が計画の期間を概ね5年間としていることを踏まえ、本計画についても概ね5年間（平成16年度から平成20年度）の計画とします。

3 国、県、市町村の役割

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国は子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有しています（第3条）。また、県及び市町村は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有しています（第4条）。

子どもの読書活動の推進は、国、県、市町村のいずれかが行えばたりるというものではなく、それぞれが相互に連携しながら必要な措置を積極的に講じることが期待されます。特に県は、子どもの読書活動推進に関する中核施設として県立図書館を位置づけながら、自ら先導的・広域的事業を実施するとともに、市町村あるいは市町村立図書館等への資料の紹介・提供をはじめとする支援や各種取組への働きかけに努めます。また、市町村は国や県の計画を基本として「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実情や住民のニーズに根ざしたきめ細かな施策を展開することが期待されます。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供

<読書アンケート（児童生徒）より>

児童生徒の読書の好き嫌いに関する意識

「本を読むことが好き」が全体の約8割となっています。また、「本を読むことが好き」な児童生徒ほど、1か月の読書冊数が多くなっています。

児童生徒の読書の大切さに関する意識

「本を読むことは大切」と考えている児童生徒が全体の約9割となっています。また、「本を読むことが好き」な児童生徒ほど、「本を読むことは大切」と考えています。

好きな本の内訳

好きな本は、「小説や物語」が全体の約7割となっています。これに対して、「科学読み物」「伝記」は少ない傾向にあります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭の役割

家庭は子どもの生活の基本の場であり、子どもが日常生活の中で自然に読書に親しむことができるような環境を整備していくことが重要です。

家庭では、まず親等が子どもの発達に応じて適切な本の読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読むなど、工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作ったり、「読書の時間」を設けるなどして、読書が日常生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、配慮していくことが必要です。

また、子どもの読書活動の推進のためには、親等が自ら読書活動の重要性を認識するとともに、読書に積極的に親しむことも大切です。

< 読書アンケート（児童生徒）より >

児童生徒の家庭における読書経験

「小さい頃、家の人に本を読んでもらったことがよくあった、ときどきあった」が全体の4分の3、「小さい頃、本を読んでもらうことが好きだった」が、全体の児童生徒の約9割となっています。

「小さい頃、家の人に本を読んでもらったことがある」児童生徒ほど、「本を読むことが好き」な傾向にあります。

「小さい頃、家の人に本を読める場所（公共図書館など）へ連れて行ってもらったことがなかった、あまりなかった」が全体の約6割となっています。

< 読書アンケート（保護者）より >

保護者による読み聞かせの経験

子どもに本を読んであげた経験が「よくあった」が全体の約4割、「あまりなかった」「なかった」が約2割となっています。

子どもに本を読んであげた回数は、「毎日」が全体の約2割、「週に3～4回」が約3割、「月に2～3回」以下が約2割となっています。

子どもに本を読んであげた時期は、「小学校入学まで」が全体の約4割で、「幼稚園・保育所入園まで」が約3割となっています。

子どもが高学年になるまで読み聞かせをしていた家庭の子どもほど、「本を読むことが好き」な傾向にあります。

保護者の読書に対する認識

ほとんどの保護者が「子どもが読書をすることは大切」と考えています。

本を読むことが「好き」「少し好き」が全体の約9割となっています。

「本を読むことが好き」な保護者ほど、子どもに本を読んであげた回数が多くなっています。

保護者の読書実態

1か月の読書冊数は、「1～2冊」が全体の約5割、「0冊」が約3割となっています。

「0冊」である理由としては、「本を読む時間がない」を挙げる人が約7割となっています。

保護者の1か月の本を読む冊数が多いほど、児童生徒は「本を読むことが好き」で、また「本を読む冊数も多く」なっています。

地域の図書館等を利用することが「よくある」「時々ある」が全体の約3割、「利用していない」が約4割となっています。

「利用していない」理由で多いのは、「図書館へ行く時間がない」「本はいつも買っている」「近くに図書館がない」となっています。

保護者が地域の図書館等をよく利用するほど、児童生徒も地域の図書館等をよく利用しています。

地域の図書館等で本を借りる冊数は、1か月に「1～2冊」が全体の約2割、「0冊」が約7割となっています。

子どもが読書に親しむ機会の提供

県が行う家庭教育に関する「愛としつけ - 子どもを育むキャンペーン」⁶における様々な事業を通じて、できるだけ多くの親等に子どもの読書の重要性についての関心を喚起するよう努めます。

市町村に対して、家庭教育に関する講座等において、読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせの必要性、読み聞かせのノウハウ等について学ぶ機会が提供されるよう促します。

市町村に対して、乳幼児健診等において、司書、保健センターの保健師、子育て支援センター職員、ボランティア等の協力を得て、読み聞かせ、絵本の選び方、おすすめ絵本の紹介などの取組が一層推進されるよう促します。

県立図書館は、お話し会の開催等を通じて、家庭における読み聞かせなど、子どもの読書に関する気運を醸成するとともに、ノウハウ等の学習機会の提供を図ります。

県立図書館は、市町村に対して、例えばブックスタート⁷の重要性をはじめとする乳幼児サービスの意義や価値についての理解の普及を図るための研修会を実施するなど、各市町村の取組の一層の促進に努めます。

6 「愛としつけ - 子どもを育むキャンペーン」：家庭教育の重要性の啓発、家庭の役割と責任の明確化等について、家庭、地域社会、関係機関、県民との幅広いパートナーシップに基づく家庭教育に関するキャンペーンのことで、平成15年度から県が取り組んでいるもの。

7 ブックスタート：絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動のこと。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域の役割

地域は子どもが様々な人々との関わりのなかで学んだり体験したりする機会を提供する場として重要な役割を担っています。

とりわけ、図書館は地域における読書活動の中核施設であり、また公民館、児童館は住民の生活文化の振興や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、いずれも子どもの読書活動の推進のうえで、その役割が期待されます。

また、子どもの読書活動を推進する民間団体やボランティアは、地域において読み聞かせやお話し会を実施し、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進のうえで、その活力を大いに活かすことが期待されます。

< 読書アンケート（児童生徒）より >

児童生徒の地域における読書環境

学校以外の図書館、図書室、児童館などを利用する頻度は、1か月に「1～2回」が全体の約3割、「0回」が約6割となっています。

これらの施設で本を借りる冊数は、1か月に「1～2冊」が全体の約2割、「0冊」が約7割となっています。

「0冊」の主な理由は、「図書館へ行く時間がない」「近くに図書館がない」「借りたい、読みたい本がない」となっています。

「本を読むことが好き」な児童生徒ほど、学校以外の図書館、図書室、児童館などを利用する回数が多くなっています。

子どもが読書に親しむ機会の提供

ア 県立図書館における子どもの読書活動の推進

県立図書館は、本県の子どもの読書活動推進の中核施設として、子どもの読書活動の推進に向けて先導的かつ広域的に取り組めます。

県立図書館は、市町村の読書施設における児童サービスのモデルとしての役割を果たすため、「子ども図書室」の機能の充実、活性化を図り、児童図書の貸出や子どもの読書に関する相談、乳幼児や小学生を対象とした読み聞かせやお話し会の一層の充実に努めます。

県立図書館は、児童図書を幅広く収集するとともに、子どもが良い本と出会えるよう、子どもの発達段階に即した各種のブックリストを作成します。

県立図書館は、学校と連携しながら、児童生徒の各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における調べ学習を積極的に支援します。

県立図書館は、本と併用してコンピュータを利用して調べものをする子どもに適切な援助ができるよう市町村立図書館や学校図書館等の職員の情報リテラシー^⑧の向上に向けた研修会を開催します。

県立図書館は、図書館職員と民間団体やボランティアが連携・協力して、読書の楽しさを伝えるための読み聞かせやお話し会を定期的を開催します。

県立図書館は、「こどもの読書週間（「子ども読書の日」から「こどもの日」をはさむ3週間）」及び「秋の読書週間（「文化の日」を中心とする2週間）」の際に、子どもに読書活動の楽しさを味わってもらうための行事などを開催します。

県立図書館は、完全学校週5日制における土曜・日曜の学校行事等により月曜日が休校となる場合が少なくないことから、休館日の変更を実施した趣旨を踏まえ（今年度、月曜日から火曜日に変更）、子どもの利用促進に一層努めます。

県立図書館は、館内に付設する近代文学館において、子どもが近代文学に親しむことができるよう展示内容等の工夫に努めます。

県立図書館は、図書館運営に関わるボランティアの参加を一層推進するため、ボランティアを養成するための研修会を開催します。

県立図書館は、児童生徒に対して図書館の役割等について理解を促すため、職場体験、図書館見学、一日司書などの機会を提供します。

県立図書館は、子どもが図書館を利用しやすいように、子どもの読書に関する総合的な手引きを作成することにより、子どもの利用の便宜を図ります。

県立図書館は、県民の利便性を踏まえて返却場所のあり方について検討します。

8 情報リテラシー：平成 10 年の文部省生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」は、情報リテラシーについて、「情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質」としています。

イ 青少年教育施設における子どもの読書活動の推進

県立青少年教育施設は、地域や家庭からの寄贈本を有効に活用すること等により、施設を利用する子どもへの読書機会の提供に努めます。

ウ 生涯学習推進センターにおける子どもの読書活動の推進

県生涯学習推進センターは、情報ライブラリーの利用の促進を図るとともに、県民カレッジの講座や生涯学習フェスティバルなどの様々な事業を通じて、子どもの読書活動の推進に向けた取組の普及啓発に努めます。

エ 市町村における子どもの読書活動の推進

市町村に対して、各種の研修会を通じて、市町村立図書館等における子どもの読書活動の推進に向けた取組が積極的に行われるよう促します。特に、市町村全域にわたるサービスの充実を図る観点から、公民館図書室⁹における活動の充実にも積極的に取り組むよう促します。

9 公民館図書室：市町村の公民館に付設された図書室のこと。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子どもの読書活動の推進のための事業

公立図書館では、「事業を行っている」が全体の約 8 割となっています。
公民館図書室では、「事業を行っている」が全体の約 3 割となっています。
事業内容で多いのは、「お話し会」「童話発表会」となっています。

子どもに推薦する図書一覧表（ブックリスト）の発行

公立図書館では、「図書一覧表を発行している」が全体の約 4 割となっています。
公民館図書室では、「図書一覧表を発行している」が全体の約 1 割となっています。

子ども用定期刊行物（図書館だより等）の発行

公立図書館では、「子ども用定期刊行物を発行している」が全体の約 2 割となっています。
公民館図書室では、「子ども用定期刊行物を発行している」が全体の約 1 割となっています。

子ども用利用案内の発行

公立図書館では、「子ども用利用案内を発行している」が全体の約 3 割となっています。
公民館図書室では、「子ども用利用案内を発行している」が全体の約 1 割となっています。

オ 社会教育関係団体における子どもの読書活動の推進

地域や校区を基盤として組織活動を展開しているPTAや子ども会、地域婦人会、青年団などの社会教育関係団体に対して、研修会その他の機会をとらえて、子どもの読書活動への取組が推進されるよう促します。

カ 民間団体の活動への支援

公立図書館等に対して、民間団体による読み聞かせやお話し会など、子どもの読書活動を推進する活動がさらに広がり充実するよう促します。

国の「子どもゆめ基金」¹⁰や財団法人伊藤忠記念財団の「子ども文庫助成事業」¹¹などの助成制度をはじめとする民間団体の活動に役立つ情報を、随時県のホームページに掲載することなどによって広く紹介し、民間団体が実施する子どもの読書活動を推進する活動を支援します。

10 子どもゆめ基金：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに創設されたもので、子どもの健全な育成を目的とした子どもの読書活動の振興を図る活動などを行う団体に対して助成金を交付しています。

11 子ども文庫助成事業：財団法人伊藤忠記念財団の主要事業の一つで、子ども文庫をはじめ、読書の啓発・指導を行っている個人、民間団体の活動の一助として高い評価が得られています。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援事業

公立図書館では、「団体・グループに対する支援事業がある」が全体の約3割となっています。

公民館図書室では、「団体・グループに対する支援事業がある」が全体の約1割となっています。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校の役割

学校においては、従来から国語をはじめとする各教科における学習活動等を通じて読書活動が行われており、学校は子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。

学習指導要領においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習を展開していくために、「学校図書館¹²を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」とされています。

そのため、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成するとともに、児童生徒が学校図書館を計画的に利用し、主体的、意欲的な学習活動や読書活動ができるよう取り組むことが大切です。

12 学校図書館：学校図書館法第3条により、設置された図書館のこと。

<読書アンケート（児童生徒）より>

児童生徒の学校における読書環境

学校の図書館で1か月に本を借りる冊数については、「0冊」が全体の約4割、「1～2冊」が約3割となっています。

「0冊」の主な理由は、「図書館へ行く時間がない」「読みたい本がない」となっています。

子どもが読書に親しむ機会の提供

ア 幼稚園や保育所における読書活動の推進

幼稚園や保育所が幼児の発達段階や興味・関心に応じた絵本の選定に努めるとともに、日常的に行っている絵本や物語などに親しむための活動が一層充実されるよう促します。

幼稚園や保育所が子どもの親等に読み聞かせの大切さや意義を広く普及するよう努めるとともに、幼稚園や保育所が行う未就園児を対象とした子育て支援の中でも、読書に関する保護者の理解を深めるような取組が一層推進されるよう促します。

幼稚園や保育所において小・中・高校生、ボランティア等が幼児に読み聞かせやお話し会を行うなど、子どもが絵本等に触れる多様な機会の確保に努めるよう促します。

「肥後っ子がやきプラン」¹³を踏まえ、公立・私立幼稚園及び幼稚園と保育所との連携の推進、幼稚園・保育所と小学校との連携の推進を図りながら、就学前の子どもの読書活動の推進に努めます。

県立図書館は、市町村立図書館等に対して、幼稚園や保育所の要請等に応じた配本に努めるよう促します。

13 「肥後っ子がやきプラン」：幼稚園や保育所をはじめとし、家庭における乳幼児も含めた「くまもと」のすべての就学前の子どもが、「『生きる力』の基礎」を身に付け、たくましく心豊かに育つ環境づくりをめざし、就学前教育（本プランでは、就学前の子どもに対する養護も含む。）のより一層の充実・振興を図るためのプランとして、平成15年3月に県で策定したものの。

イ 小・中・高等学校における読書活動の推進

児童生徒の読書活動を効果的に推進するため、それぞれの学校が図書館教育の全体計画を踏まえ、読書活動に関する全校的な指導計画を作成し、学校の実態に応じた読書活動の展開に努めるよう促します。

既に多くの学校で実践されている「朝の読書」「読み聞かせ」「お話し会」「読書週間」などの取組が一層推進されるよう促します。

学校が必読書や推薦図書を設定したり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定することにより、児童生徒の読書習慣の確立を図るよう促します。

学校が学校図書館運営の方法や読書指導についての研修を行い、教職員の指導力の向上を図るよう促します。

学校において、例えば、児童生徒が図書委員を中心にして新しい蔵書や推薦図書の選定、読書目標の設定、「図書館だより」の編集などへ主体的に参画することや、優れた取組をした児童生徒を校内で表彰することなどを通じて、児童生徒の自主的な取組がより一層充実したものとなるよう促します。

学校において、例えば、教諭等が学校図書館に備えられた図書資料¹⁴を積極的に活用したり、司書教諭と教科担当教諭等とが連携・協力してそのリストを作成したりするなど、各教科や総合的な学習の時間等において読書活動を活かした授業が展開されるよう促します。

県と文部科学省との連携・協力のもとに行う「国語力向上モデル事業」¹⁵においても、児童生徒が読書に親しむ態度を育成するための取組や学校図書館を活用した読書活動の取組を一層推進します。

14 図書資料：図書、記録、視聴覚等の図書館で取り扱う資料のこと。

15 国語力向上モデル事業：文部科学省と都道府県教育委員会との連携・協力のもと、家庭や地域と連携しながら、すべての教科等の学習の基盤となる児童生徒の国語力向上のための推進校を設け実践研究に取り組むモデル地域を指定するもの。

2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが生活する身近なところに自由に読むことができる本があり、また読書の良さや楽しさを伝えてくれる人がいることが大切です。

公立図書館等の整備・充実

ア 県立図書館の整備・充実

県立図書館は、児童図書や子どもの読書活動に関する研究書の整備・充実に努めます。

県立図書館は、乳幼児、児童、生徒、その親等が利用しやすい読書環境の整備・充実に努めます。

イ 市町村立図書館等の図書館資料等の整備・充実への支援

移動図書館¹⁶は、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であることから、市町村が移動図書館の一層の整備・充実に努めるよう促します。

16 移動図書館：図書館を利用しにくい地域に対して、自動車等の移動手段を用いて図書資料を運び、図書館職員による図書館サービスを現地で提供すること。

ウ 公立図書館の情報化

県立図書館は、新着図書をはじめとする所蔵資料に関する情報、県内の読み聞かせ・お話しボランティアに関する情報、子ども向けのイベント情報など、インターネットによる多様な情報提供に努めるとともに、従来の紙媒体による資料の提供に加え、適当と考えられる資料を電子化し提供する方策を検討します。

県立図書館は、市町村立図書館に対して、図書館情報を提供するホームページの開設、インターネット等で検索できる蔵書検索システムの導入及び利用者用コンピュータの設置が推進されるよう促します。

県立図書館は、県内図書館ネットワークの中核施設としての機能を発揮しつつ、ホームページを公開している市町村立図書館や県立学校図書館等との横断検索のあり方について検討します。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子ども用ホームページの作成

公立図書館では、「子ども用ホームページを作成している」が全体の約1割となっています。

「子ども用ホームページを作成している」公民館図書室はありません。

図書検索のために子どもが自由に使えるコンピュータの設置

公立図書館では、「子どもが自由に使えるコンピュータがある」が全体の約6割となっています。

公民館図書室では、「子どもが自由に使えるコンピュータがある」が全体の約3割となっています。

エ 市町村立図書館等の整備の促進

市町村に対して、市町村合併後も図書館未設置の市町村にあっては、特にその設置について積極的な検討が行われるよう促します。

図書館設置市町村に対して、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示132）」に基づき、その実態に応じて、児童室や児童コーナーを整備するなど、住民の要望に応えた読書環境の整備が行われるよう促します。

図書館設置市町村に対しても、地域の実情に応じて、移動図書館の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備などに努めるよう促します。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子ども室（コーナー）の設置

公立図書館では、「子ども室（コーナー）がある」が全体の約9割となっています。

公民館図書室では、「子ども室（コーナー）がある」が全体の約3割となっています。

人的環境の整備・充実

ア 司書の研修の充実

市町村に対して、図書館における専門的なサービスを行う司書の配置が重要であることから、市町村立図書館等への司書の配置が一層進むよう促します。

県立図書館は、司書が資料についての専門的で豊富な知識と技術を備えておく必要があることから、新しい知識と技術の習得に資するよう、市町村立図書館等の司書の研修会を開催するなど、司書の資質の向上に努めます。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子どもの図書を担当する職員の配置

公立図書館では、「子どもの図書を担当する職員がいる」が全体の約4割となっています。

公民館図書室では、「子どもの図書を担当する職員がいる」が全体の約3割となっています。

イ 地域の人材の活用

県立図書館は、市町村で読み聞かせやお話し会を行っている司書、教諭、保育士、ボランティア等の研修会を開催するなど、子どもの読書活動を指導・推進する人材の育成に努めるとともに、市町村立図書館等に対して、これらの人材の一層の活用を図るよう促します。

<読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より>

子どもの読書活動推進のためのボランティアの活用

公立図書館では、「ボランティアを活用している」が全体の約8割となっています。

公民館図書室では、「ボランティアを活用している」が全体の約4割となっています。

ボランティアの多くは、「お話し会」「人形劇」における活用となっています。

子どもの読書活動推進のための研修

公立図書館では、「研修を行っている」が全体の約4割となっています。

公民館図書室では、「研修を行っている」が全体の約1割となっています。

研修の対象の多くは、「ボランティア」「保護者」「職員」となっています。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校における読書活動の中核的な役割を担う学校図書館が、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには、想像力を培い豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能を果たすためには、学校図書館を子どもにとって気軽に利用できる魅力あるものにしていくことが大切です。

学校図書館の整備・充実

ア 図書資料の計画的な整備

国の「学校図書館図書整備5か年計画」において、平成14年度から平成18年度までの5年間で、毎年約130億円、総額で約650億円の地方交付税措置が講じられていることから、市町村に対して、地方交付税措置を利用した学校図書館図書資料の計画的な整備が行われるよう促します。

県立学校は、図書資料の整備・充実に努めます。

私立学校において図書資料の整備・充実が図られるよう、私立学校との連携をさらに深めます。

必要に応じて地域や家庭からの寄贈本等の受け入れを行うなど、学校が図書資料の整備・充実について工夫するよう促します。

<読書アンケート（市町村教育委員会）より>

学校図書館図書整備5か年計画に基づく地方交付税措置

「地方交付税措置がなされていることを知っている」が全体の約8割（70市町村）、「地方交付税措置がなされていることを知らない」が約2割（20市町村）となっています。

学校図書館図書標準¹⁷を達成するため、「学校図書の計画的な整備がなされている」が全体の約7割（66市町村）、「学校図書の計画的な整備がなされていない」が約3割（24市町村）となっています。

「学校図書の計画的な整備がなされていない」主な理由は、「財政上の理由」「地方交付税の額が不明」となっています。

17 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・盲・聾・養護学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

イ 図書スペースの整備

学校における読書活動の推進に資するよう、学校図書館の施設や環境についてモデル的な事例を紹介します。

就学前の子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、幼稚園や保育所においても、安心して図書に触れることができるような図書スペースの確保に努めるよう促します。

ウ 学校図書館の情報化

学校図書館を学習情報センターとして十分に活用するためには、コンピュータによる情報検索や、地域の図書館等とのネットワーク化による資料の相互利用などが必要であることから、市町村に対して、蔵書の検索や調べ学習の充実のために、学校図書館のコンピュータとの接続、蔵書のデータベース化、校内LANの整備、インターネット接続等、学校図書館の情報化が進むよう促します。

県立学校において、計画的に実施している校内LANの整備などを通じて、学校図書館の情報化の一層の推進に努めます。

エ 学校図書館の開放

地域に開かれた学校づくりを推進する中で、県立学校図書館の開放に努めます。

市町村に対しても、地域に開かれた学校づくりを推進する中で、市町村立学校図書館の開放に努めるよう促します。

人的環境の整備・充実

ア 司書教諭の役割の充実

司書教諭¹⁸が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるように、各学校において、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫が行われるよう促します。

司書教諭の職務についての指導資料を作成するなど、司書教諭の役割等についての理解を図ります。

18 司書教諭：学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことで、学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されており、平成15年4月1日からは12学級以上の小・中・高・盲・聾・養護学校に司書教諭を配置することが義務付けられています。

イ 教職員間の連携の推進

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図っていくためには、司書教諭や司書をはじめ、すべての教職員が連携して子どもの読書活動や学習活動を推進していくことが重要であることから、各学校が校内研修や研究会などを活用して、教職員の読書に関する理解を図り、教職員間相互の連携の向上に努めるよう促します。

ウ 地域の人材の活用

児童生徒に対する読み聞かせやお話し会、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、学校において地域のボランティア等の人材が十分に活用されるよう促します。

3 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取組の推進

(1) 図書館間の連携・協力の推進

子どもの読書活動を担う主な機関である図書館が連携・協力して、お互いの機能を補い合うことによって、新たな事業に取り組み、子どもの読書活動を推進することが大切です。

< 読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より >

他機関と連携した活動

公立図書館では、「連携した活動を行っている」が全体の約6割となっています。公民館図書室では、「連携した活動を行っている」が全体の約3割となっています。

連携している主な機関は、「小・中学校」「保育所」「保健所」「図書館」「公民館」「幼稚園」となっています。

公立図書館等間の連携・協力

県立図書館は、県内の市町村立図書館等への図書資料の相互貸借¹⁹、レファレンスサービス²⁰の充実・向上、ホームページによる所蔵情報の提供、配本協力車による資料の搬送などにより、市町村立図書館等とのネットワークの充実に努めます。

県立図書館は、市町村立図書館等からの図書館運営についての相談、子どもの読書活動に関わる行事の企画の相談など、子どもの読書活動の推進のための相談業務の充実に努めます。

県立図書館は、地域全体で図書館資料が相互に利用できるよう、市町村立図書館に対して、コンピュータシステムの導入及びインターネットへの所蔵情報の公開を促します。

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」²¹が、児童図書や関連資料の収集・保存を行い、全国の公立図書館や学校図書館に対する支援を行っていることから、公立図書館、学校図書館に対して、「国際子ども図書館」との連携・協力が一層推進されるよう促します。

19 相互貸借：図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて、図書館同士で資料の貸借をすること。

20 レファレンスサービス：必要な情報を求めて図書館を訪れた利用者に対して、その情報の所在を調べるために、図書館職員が図書館の資料と図書館ネットワークを活用して、資料紹介、情報提供などのサービスを行うこと。

21 国際子ども図書館：平成12年1月に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の児童資料専門図書館のこと。

公立図書館と学校図書館の連携・協力

公立図書館から学校図書館への図書資料の団体貸出や、公立図書館職員が学校を訪問あるいは児童生徒が公立図書館を訪問して、読み聞かせやお話し会が行われるなど、公立図書館と学校図書館が連携・協力した取組が一層推進されるよう促します。

公立図書館と大学図書館の間の図書資料の相互貸借など、双方の連携・協力が一層推進されるよう促します。

公立図書館と学校図書館・大学図書館の連携・協力した好事例に関する情報提供に努めます。

(2) 地域における民間団体等との連携・協力の推進

民間団体やボランティア等は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに寄与しており、各地域において図書館と民間団体等との連携・協力による取組を推進することが大切です。

県立図書館は、民間団体やボランティア等と連携・協力した取組を一層推進するよう努めます。また、市町村立図書館等に対して、研修の機会等を通じてこうした取組が一層推進されるよう促します。

県立図書館と公民館等の読書施設、児童館、保健所、保健センター、幼稚園、保育所等の関係機関と連携・協力した取組が一層推進されるよう努めます。また、市町村に対して、こうした取組が一層推進されるよう促します。

4 ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

障害のある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、乳幼児、外国人の子どもなどすべての子どもが自主的に読書活動を行えるような環境を整備することは極めて重要なことです。

県立図書館における読書活動の推進

県立図書館は、障害のある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることが困難な子ども、乳幼児、外国人の子どもなどすべての子どもが利用しやすい読書環境づくりに努めます。

県立図書館は、障害のある子どもにも等しく読書の世界への扉が開かれるよう、点字資料、録音資料、さわる絵本²²、布の絵本²³、点訳絵本²⁴、大活字本、手話や字幕入りの映像資料等の収集に努めます。

県立図書館は、障害のため来館が困難な子どもへの宅配サービスの周知及びその充実に努めます。

県立図書館は、長期療養中の子どもや地域に在留する外国人の子どもなど、図書館を利用しにくい子どもが自主的に読書活動を行えるよう、アウトリーチサービス²⁵の考え方を踏まえて、読書環境の整備に努めます。

県立図書館は、地域に在留する外国人の子どものため、外国の児童書、絵本や外国語に翻訳された日本の絵本などの収集に努めます。

県立図書館は、障害のある子どもや乳幼児を連れた親が一層その施設設備を利用しやすいよう工夫に努めます。

県立図書館は、視覚や聴覚に障害のある子どもへのサービスを充実させるため、県点字図書館や聴覚障害者情報提供センター等と連携・協力した取組を推進します。

県立図書館は、県立盲・聾・養護学校等と連携しながら、障害のある子どもも楽しめる本のリストを作成し紹介するとともに、そのニーズを踏まえた配本協力を努めます。

県立図書館は、県立盲・聾・養護学校等における子どもの読書活動に対する民間団体やボランティアの活動が円滑に行われるよう支援に努めます。

- 2 2 さわる絵本：手で触って分かり、楽しめるように作成した絵本のことで、原本は子どもたち一般に人気のある絵本が選ばれています。
- 2 3 布の絵本：絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書のこと、厚地の布にアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能になっていたり、ひもを結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっています。
- 2 4 点訳絵本：絵本の文字の部分に透明シールに打った点字を貼ることにより、視覚に障害のある大人が子どもに絵本を読み聞かせできるような工夫した絵本のこと。
- 2 5 アウトリーチサービス：図書館がこれまで図書館サービスが及ばなかった人（言語上のハンディキャップのある人、身体障害者、入院患者等）に対して、サービスを広げていく活動のこと。

< 読書アンケート（公立図書館・公民館図書室）より >

障害のある子どもへのサービス

公立図書館では、「サービスを行っている」が全体の約3割となっています。
 公民館図書室では、「サービスを行っている」が全体の約1割となっています。
 サービスの主な内容は、「点字図書」「録音図書」「拡大読書器」「布の絵本」となっています。

病院に入院する等の理由で図書館に来ることができない子どもへのサービス

公立図書館では、「サービスを行っている」が全体の約1割となっています。
 サービスの内容は、病院文庫への貸出サービスとなっています。
 公民館図書室においては、サービスが行われていません。

市町村立図書館等における読書活動の推進

県立図書館は、市町村立図書館等に対して、地域における障害のある子どもや長期療養中等で児童読書サービスを受けることの困難な子ども、乳幼児、外国人の子どもなどすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるような環境を整備するよう促します。

特殊教育諸学校等における読書活動の推進

特殊教育諸学校等においては、児童生徒一人一人の発達段階、障害の程度に応じた選書や環境を工夫するとともに、読書活動に関する興味・関心を喚起し、自主的に読書に親しむことができるような環境を整備することが大切です。

< 読書アンケート（特殊教育諸学校）より >

特殊教育諸学校における読書に関する取組状況

取組の主な内容は、「朝の読書の実施」「外部ボランティアを招いての読み聞かせやお話し会の実施」「町の移動図書館の活用」などとなっています。

県立盲学校は、墨字本²⁶、点字本、拡大写本、さわる絵本、録音図書などの多様な蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めます。

県立聾学校は、視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うため、蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めます。

県立養護学校は、パネルシアター²⁷や布の絵本等も活用して本の読み聞かせを行うなど、一人一人の子どもに合わせた図書教材の工夫に努めます。

特殊学級のある小・中学校を有する市町村に対して、在籍する児童生徒の障害の状況に配慮した読書環境の整備に努めるよう促します。

市町村に対して、県立盲・聾・養護学校等への図書資料の貸出が推進されるよう促します。

26 墨字本：点字で書かれた点字本に対して、一般に使われている文字で書かれた本のこと。

27 パネルシアター：毛羽立ちのよい布のパネルに、布でできた登場人物や小道具を貼ったりはがしたりしながら進める視聴覚教材のことで、お話だけでなくクイズ、歌などにも利用されています。

県点字図書館等との連携・協力の推進

県点字図書館等と連携・協力しながら、「熊本県子どもの読書活動推進計画」について、障害のある人向けのリーフレットを作成するなど、本計画の周知徹底に努めます。

障害のある子どもの読書活動の推進を図るため、県点字図書館等の役割と機能についての積極的な広報に努めます。

5 社会的気運の醸成のための啓発広報の推進

(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために法定されたものであることから、県民への「子ども読書の日」の周知徹底を図ります。

県が作成するポスター、リーフレットをはじめ、県の広報誌、新聞等の各種媒体を活用して、「子ども読書の日」を中心とした「こどもの読書週間」の事業への取組が一層推進されるよう、全県的な啓発広報に努めます。

(2) 子どもの読書活動の普及啓発を図るためのフォーラムの開催

子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深め、子どもの読書活動の普及啓発を図るためのフォーラムを開催します。

(3) 「熊本県童話発表大会」の開催

県立図書館は、子どもにお話しを発表する機会を提供することで、子どもの読書意欲や読書力の向上と豊かな心の育成を図るため、「熊本県童話発表大会」を開催します。

(4) 各種情報の収集・提供

市町村、学校、図書館、民間団体等の様々な取組などに関する情報を収集し、提供します。

県のホームページに子どもの読書活動の推進に関する情報を掲載し、提供します。

(5) 優れた取組の奨励

子どもの読書を推進する活動に熱心に取り組んでいる学校、図書館、団体・個人を対象に行う国の表彰事業に積極的に協力し、その取組を奨励することにより、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めます。

県立図書館、県図書館活動振興協議会は、読書活動推進に功績のある個人または団体を表彰・紹介し、子どもの読書活動の振興を図ります。

(6) 優良な図書の普及

県立図書館は、子どもの読書意欲の向上と読書活動の振興を図るため、心に残った本、感動した本などを手紙文にまとめた図書推薦メッセージ集を作成し、紹介します。

県立図書館は、社団法人読書推進運動協議会で推薦された優良図書リストの周知・普及に努めます。

第4章 計画の効果的な推進に必要な事項

(1) 「熊本県子どもの読書活動推進会議」の設置

「熊本県子どもの読書活動推進計画（肥後っ子いきいき読書プラン）」を効果的に推進するためには、県、市町村、学校、図書館、ボランティア団体等が積極的に情報交換を行い、互いに協力して総合的な推進体制を確立することが必要です。このため、「熊本県子どもの読書活動推進会議」を設置し、計画の進捗状況を把握するとともに、具体的な推進方策や連携・協力のあり方等についての研究協議を進めます。

(2) 「市町村子ども読書活動推進計画」の策定の促進

子どもの読書活動の推進において、最も身近な地方公共団体としての市町村の果たす役割が重要であることから、市町村に対して「市町村子ども読書活動推進計画」の策定について促します。

< 読書アンケート（市町村教育委員会）より >

市町村子ども読書活動推進計画の策定に向けた検討

「現在、具体的に策定作業を進めている」市町村が3市町村、「策定するか否かについて検討中」である市町村が42市町村、「策定の予定はない」市町村が45市町村となっています。（全体90市町村）（熊本県教育委員会調べ 平成16年3月）

平成20年度末において期待される目標

＜家庭、地域、学校を通じて期待される目標＞

| 児童生徒の1か月の読書冊数 | | 平成20年度末 |
|----------------------|-------|----------------|
| 0冊 | 22.1% | 0% |
| 3冊以上 | 35.3% | 50% |

（熊本県教育委員会アンケート：平成15年10月）

＜学校において期待される目標＞

| 全校一斉の読書活動の実施校の割合 | | | 平成20年度末 |
|-----------------------------|---------|----------------|----------------|
| 公立小学校 | 92.3% | （全国平均 84.0%） | 100% |
| 公立中学校 | 70.6% | （全国平均 70.0%） | 100% |
| 公立高等学校 | 70.0% | （全国平均 30.2%） | 80% |
| 必読書や推薦図書を定めている学校数の割合 | | | |
| 公立小学校 | 15.3% | （全国平均 36.3%） | 50% |
| 公立中学校 | 17.6% | （全国平均 27.0%） | 50% |
| 公立高等学校 | 18.3% | （全国平均 29.4%） | 50% |
| 1校当たりの蔵書冊数の平均 | | | |
| 公立小学校 | 5,604冊 | （全国平均 6,834冊） | 7,000冊 |
| 公立中学校 | 7,492冊 | （全国平均 8,441冊） | 9,000冊 |
| 公立高等学校 | 30,231冊 | （全国平均 20,828冊） | 33,000冊 |
| 学校図書館図書標準の達成学校数の割合 | | | |
| 公立小学校 | 26.0% | （全国平均 34.8%） | 50% |
| 公立中学校 | 25.9% | （全国平均 29.0%） | 50% |

（文部科学省：平成15年度学校図書館の現状に関する調査 データは平成14年度間）

＜図書館において期待される目標＞

| 公立図書館の100人当たりの蔵書冊数 | | 平成20年度末 |
|---------------------------|--------------|----------------|
| 180冊 | （全国平均 253冊） | 250冊 |
| 市町村立図書館の設置率 | | |
| 40.0% | （全国平均 52.5%） | 60% |

（日本図書館協会調査：平成15年4月1日現在）